

不発弾爆発事故への対応及び不発弾等の早期処理に関する意見書

戦争が終わって60年以上もたつというのに、米軍の空襲や砲撃したところで、国民がいまだに不発弾の危険と隣り合わせの生活を強いられているのは異常なことである。2006年度は日本本土で、約30.7トン、沖縄で30.9トン、07年度も本土で13トン、沖縄で23.2トンの不発弾が見つかり処理された。沖縄が多いのは、数百万個ともいわれる爆弾・砲弾を米軍が撃ち込んだからである。250キロ爆弾でも処理の際には、場所によって、数千から1万を超える世帯を避難させなければならない。それだけ危険度が大きいということである。2,300トンもの不発弾が埋まったままといわれる沖縄では、これまでの年間30トンの処理量のペースでいくと、あと70年かかると見込まれている。糸満市の爆発事故の後、公共事業の中で発見された不発弾を処理する際、土のう積みにかかる自治体の費用を国の負担にするなどの措置を政府はとったが、根本的解決にはなり得ない。マンション建設など民間工事で見つかる不発弾の処理費用は、国の支援対象から外されているため自治体の自己負担となっている。こうした状況を放置したままでは不発弾処理が飛躍的に進むはずはない。

糸満市での不発弾の爆発では2人が負傷し、爆風で特別養護老人ホームの窓ガラスが壊れた。過去にも、三重県で国道工事中に不発弾が爆発し1人が負傷、沖縄県で埋立工事中にブルドーザーが不発弾を踏み爆発、1人が負傷などの事故が起きている。住民は長期にわたり危険と隣り合わせの生活を強いられている。憲法が保障した国民が平和の中で生存する権利が脅かされているのに、自治体任せに終始する政府の責任は重大である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の生命・財産・生活の安全を確保するため、1月に沖縄で起きた不発弾爆発事故への対応及び不発弾等の早期処理に関して、下記の事項が早急に措置されるよう強く要請する。

記

- 1 1月に沖縄で起きた不発弾爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び損害に対しては、国の責任において速やかに完全な補償をすること。
- 2 不発弾等爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び損害に対しては、新たな補償制度を創設するなどを含め国の責任において対応すること。
- 3 不発弾等の発見及び処理にかかる費用は、公共、民間問わずすべて国の負担とすること。
- 4 これまでの探査実施基準を早急に見直して、今後、民間の工事を含め磁気探査を義務づけるとともに、不発弾等を発見するための磁気探査等を徹底して実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司